

社会福祉法人友愛会 役員等報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人友愛会（以下「法人」という）の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、理事長月額 200,000 円（非常勤）とし、その他の役員等の報酬は次のとおりとする。また監事が理事会及び評議員会に出席した場合は、出席 1 回として報酬を支給する。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 理事（理事長含む） | 理事会出席 1 回につき 8,000 円 |
| (2) 監事 | 理事会及び評議員会出席 1 回につき 8,000 円 |
| (3) 評議員 | 評議員会出席 1 回につき 8,000 円 |

(支給日)

第3条 報酬は、月末締め翌月 25 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、各員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決及び評議員の議決を要する。

附 則

この規定は 平成 29 年 6 月 18 日から施行する。

この規定は 令和 2 年 6 月 13 日から施行する。

※第2条第2項において、理事会と評議員会を別日に開催する場合は、それぞれの開催日ごとに報酬を支給する。